

令和3年8月1日

会員各位

国分一丁目2区自治会長

## 「自治会活動保険」の加入について

厳しい暑さが続いておりますが、皆様お変わりなくお過ごしのこととお喜び申し上げます。平素は自治会活動にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「自治会活動保険」の加入に関し、理事の皆様と検討した結果、今年8月より「自治会活動保険」に加入することといたしましたのでお知らせいたします。

加入した経緯は以下の通りです。

- ① 6月27日琵琶湖市民清掃でケガをされた方が2自治会であったこと。
- ② 「自治会活動保険」は自治会活動において住民全員をカバーする保険であり、名簿の提出が不要（世帯数での加入）であること。
- ③ 保険料は、年間131円/世帯（日新火災Aタイプ）であること。
- ④ 晴嵐学区では34自治会のうち半数の自治会が「自治会活動保険」に加入しており、また、国分8町では6町がすでに加入していること。  
（令和3年7月14日現在）

なお、「自治会活動保険」（日新火災）の概要については、別添の冊子をご覧ください。

今後とも、会員の皆さんの自治会活動に対するご理解、ご協力をお願いします。

以上

# 自治会活動保険

賠償責任保険普通保険約款＋自治会活動特別約款



日新火災

町内会や団地などの自治会活動にかかわるリスクに備える保険

'20年7月改定



この保険は…

# 町内会や団地などの自治会活動にかかわる リスクに備える保険

## 1 保険の説明

自治会活動保険は、日本国内における自治会活動の遂行等に起因する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害や自治会活動等に参加中の住民の傷害等を補償する保険です。

### (1) 賠償責任

自治会が所有、使用または管理する施設や自治会活動の遂行等に起因する偶発的な事故によって他人の身体に障害を与えた場合または財物を損壊した場合に、自治会または住民が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

### (2) 傷害補償

住民が自治会活動等に従事または参加中に、急激かつ偶発的な外来の事故で身体に傷害を被った場合に、保険金をお支払いします。

### (3) 傷害見舞費用補償

自治会の住民以外の親族の方や自治会活動等に参加の依頼を受けた方が、自治会活動等に従事または参加中に、急激かつ偶発的な外来の事故で身体に傷害を被った場合に、自治会が損害賠償金を支払うことなく、弊社の同意を得て慣習として支払う見舞金（弔慰金を含みます。）の費用に対し、保険金をお支払いします。

### (4) 費用損害補償

雨や雪などの降水によって屋外で行う自治会活動等が中止または延期となったため、その自治会活動等に係る所定の費用を支出することによって自治会が被った損害に対し保険金をお支払いします。

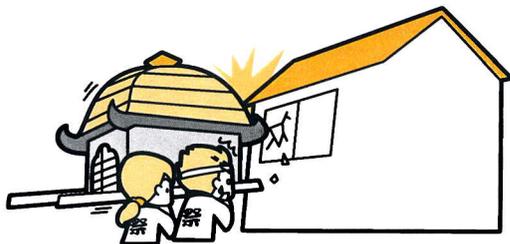
#### 【ご契約の対象】

対象となる自治会は、住民同士の親睦および生活環境の改善等を図ることを目的に住民により組織された町内会または団地自治会等の地域団体です。

なお、一部の住民のために組織された商店会、PTA、婦人会、老人会または子供会等の地域団体は、対象となりません。ただし、商店会、PTA、婦人会、老人会または子供会等が自治会の組織の一部を構成している場合は、自治会全般をお引受けする場合にかぎり対象となります。

※自治会活動保険は、賠償責任保険普通保険約款に自治会活動特別約款を組み合わせたものです。

## 2 保険金をお支払いする主な場合



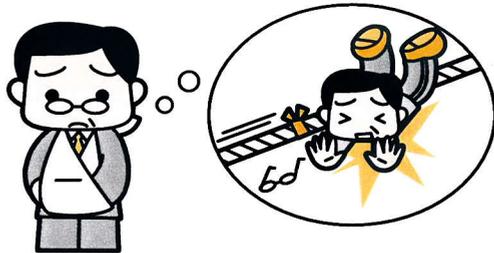
### (1) 賠償責任

- 町内祭りに参加中の住民が、神輿の操作を誤り、他人の家を損壊させた。
- 自治会行事に参加中の住民が、誤ってお茶をこぼし、他の住民にやけどを負わせてしまった。



### (2) 傷害補償

- 町内運動会に参加中の住民が転倒してしまいケガをした。
- 町内旅行に参加中の住民がホテルの浴場で転倒し、ケガをした。



### (3) 傷害見舞費用補償

- 運動会に招待された市長が、綱引きをしている時に転倒してケガをした。
- 消防訓練のため招かれた消防士が、誤ってはしごから落下しケガをした。



### (4) 費用損害補償

- 雨天のため町内運動会が延期になり用意していた運動会の弁当をキャンセルした。
- 雨天のため行事が中止になり、屋台・会場の使用料がムダになった。

## 3 保険金をお支払いできない主な場合

〈共通〉

- 保険契約者、被保険者の故意
- 核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- 地震、噴火または津波 など

〈(2) 傷害補償〉

- 保険契約者、被保険者の重大な過失
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- 被保険者の妊娠、出産、早産、流産 など

〈(4) 費用損害補償〉

- 保険契約者、被保険者の重大な過失または法令違反 など

## 4 お支払いする保険金

(1) 賠償責任

① 損害賠償金※1	● 治療費、入院費等の身体に関する賠償金、修理費用等の財物に関する賠償金
② 損害発生拡大防止費用	● 事故再現実験費用、現場保存費用等の原因究明費用 ● 損害賠償請求対応のための必要な割増賃金等の労働力費用 ● 事故対応費用 ● 事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために支出したその他の必要または有益な費用
③ 権利の保全行使手続費用	● 権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
④ 応急手当等の緊急措置費用	● 応急手当、護送その他緊急措置をとるために必要であった費用
⑤ 争訟費用	● 訴訟、仲裁、和解または調停等に要した費用
⑥ 保険会社への協力費用	● 弊社の求めに応じ、協力するために要した費用

下記計算式に基づき、保険金をお支払いします。

$$\text{① 損害賠償金}^{\ast 2} - \text{自己負担額} + \text{事故解決のために支出した}^{\ast 3} \text{ ②から⑥までの費用} = \text{お支払いする保険金}$$

支払限度額が限度となります。

※1 損害賠償金の額は、適用される法律、被害者に生じた損害の額（財物損壊の場合、時価が基準となります。）、過失割合等によって決定されます。

※2 弊社の承認を得ず示談金や賠償金について承認したりお支払いになった場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※3 損害賠償金自己負担額を下回る場合であっても、事故解決のために支出した費用は全額をお支払いします。また、損害賠償金自己負担額を超える場合は、⑤の費用は支払限度額の損害賠償金に対する割合に応じて、お支払いします。

## (2) 傷害補償

①死亡保険金	事故（ケガ）の日からその日を含めて180日以内に、そのケガがもとで死亡された場合は、保険金額の全額 ※既に支払われている後遺障害保険金がある場合には、保険金額からその額を差し引いた額が限度となります。
②後遺障害保険金	事故（ケガ）の日からその日を含めて180日以内に、そのケガがもとで後遺障害が生じた場合は、後遺障害の程度に応じて保険金額の所定の割合（4%～100%）の額
③入院保険金	事故によるケガで入院された場合は、入院1日につき保険証券記載の入院保険金日額（事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。）
④通院保険金	事故によるケガで通院された場合（往診を含みます。）は、通院1日につき保険証券記載の通院保険金日額（事故の日からその日を含めて180日以内の通院に対し、90日を限度とします。） ※③④は通算して事故（ケガ）の日からその日を含めて180日が限度となります。

## (3) 傷害見舞費用補償

事 由		支払限度額
死亡された場合※1		10万円
後遺障害が生じた場合※1※2		10万円×障害の程度に応じて4%～100%の額(4千円～10万円)
入院された場合	31日以上	2万円
	15日以上30日以内	1万円
	8日以上14日以内	5千円

※1 事故発生日からその日を含めて180日以内に、上記事由が発生した場合に限ります。

※2 同一事故により同一被害者に対して、死亡にかかる傷害見舞費用保険金を支払う場合、既に支払った後遺障害にかかる傷害見舞費用保険金を差し引いて、その残額をお支払いします。

## (4) 費用損害補償

### 補償の対象となる費用※

- A. 仕出弁当などの代金、交通費、宿泊費のキャンセル料
- B. 会場等の使用料
- C. やぐら等の仮施設工事費
- D. 印刷済みのポスター、案内状等の印刷費

※お支払いする保険金は、損害の額の70%または保険金額のうち、いずれか低い額になります。

## 5 ご契約タイプと保険料

ご契約のタイプ（A～C）によって支払限度額（保険金額）とお支払いいただく保険料が異なります。

補償内容		ご契約タイプ	A	B	C
賠償責任（自己負担額1,000円）		1事故につき	3,000万円	5,000万円	1億円
傷 害	死亡・後遺障害	1名につき	300万円	500万円	1,000万円
	入院日額	1名につき	2,000円	3,000円	5,000円
	通院日額	1名につき	1,000円	1,500円	2,000円
傷害見舞費用*			10万円	10万円	10万円
費用損害以外の年間保険料		1世帯につき	<b>131円</b>	<b>203円</b>	<b>352円</b>
費用損害			50万円		
費用損害の年間保険料		1自治会につき	<b>8,650円</b>		

※傷害見舞費用については、死亡された場合の支払限度額（保険金額）となります。後遺障害が生じた場合は10万円に所定の割合を乗じた額、入院された場合は入院日数に応じた所定の額となります。

（注）上記以外のご契約条件をご希望の場合は、取扱代理店または弊社にご照会ください。

### ● 保険料の計算方法（一時払）

$$1 \text{自治会あたりの年間保険料} = \left( \text{世帯数} \times \left( \text{費用損害以外の1世帯あたりの年間保険料} + \text{費用損害年間保険料} \right) \right) \times \left( 1 - \text{世帯数による割引}^* \right)$$

（円単位を四捨五入して）  
10円単位

※自治会の世帯数によって、次のとおり割引率を適用することができます。

世帯数	200～499世帯	500～999世帯	1,000～1,999世帯	2,000世帯以上
割引率	5%	10%	15%	20%

## 用語の解説

降 水	雨、あられ、雪など降水量として測定されるものをいいます。
支払限度額	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
時 価	同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年数などに応じた消耗分を控除した額をいいます。
自己負担額 (免責金額)	支払保険金の計算にあたって法律上の損害賠償金から差し引く金額をいい、被保険者の自己負担となります。
自 治 会	この契約の対象となる自治会で、かつ保険証券に記載する自治会をいいます。
自治会活動等	自治会活動または自治会行事のことをいい、自治会が企画、立案し総会、運営委員会または会則（名称は問いません。）に基づく手続を経て決定された活動および行事をいいます。ただし、日本国内において行う活動および行事に限ります。
住 民	自治会の所在する地域に生活の本拠を有する自然人で、自治会に加入している住民をいいます。
親 族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
損 壊	滅失、損傷または汚損することをいいます。
被 保 険 者	保険の補償を受けられる方をいいます。
保 険 金 額	保険契約において設定する契約金額をいいます。保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額のこと、その金額は、保険会社と保険契約者との契約によって定められます。

## 告知義務と通知義務等について

### ■ご契約締結時における注意事項（告知義務）

ご契約者または被保険者には、告知事項（申込書に★印または☆印で示した事項）について、弊社にお申出いただく義務（告知義務）があります。申込書に記載されたこれらの事項の内容が事実と異なっている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

主な告知事項

- ①保険の対象となる自治会の世帯数
- ②この保険契約の全部または一部に対して、支払責任が同じである他の保険契約または共済契約の有無 等

### ■ご契約締結後における注意事項（通知義務等）

ご契約者または被保険者には、ご契約締結後に、告知事項のうち、申込書に☆印で示した事項（通知事項）に変更が生じた場合について、弊社にお申出いただく義務（通知義務）があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更が生じた場合には、遅滞なくご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、保険証券記載の住所または通知先に変更がある場合に、ご通知いただけなかった場合には、重要なお知らせやご案内ができないことがありますので、これらの変更につきましても必ずご通知ください。

## 事故が発生した場合のお手続きおよび保険金のお支払時期について

### ■事故の通知について

1.この保険で補償される事故が生じた場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または弊社へご連絡ください。

- ①事故の状況、被害者の住所、氏名      ②事故発生日時、事故場所      ③損害賠償の請求を受けた場合はその内容 等

●サービス24    **フリーダイヤル 0120-25-7474**    **【受付時間：24時間・365日】**

2.この保険には、保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合、事故の処理につきご相談ください。弊社からの助言にもとづき、お客さまご自身が、被害者の方との示談交渉をすすめていただくこととなります。またあらかじめ弊社の承認を得ず示談金や賠償金の合意をされた場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

### ■賠償責任保険の保険金のお支払いについて

賠償事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、その事故にかかわる賠償保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。なお、損害賠償請求権者（被害者またはその遺族）は、賠償保険金の支払を優先的に受ける権利（先取特権）を有し、これを行使することができます。

### ■保険金の請求に必要な書類等について

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出ください。なお、下記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

- ①保険金請求書
- ②被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ③被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合は、その領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）

### ■保険金をお支払いする時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付を完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

- ①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
- ②専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 等